

与論町しまのわクーポン事業に係るクーポン券取扱店舗募集要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した店舗にて利用できるクーポン券を発行し、町内世帯や観光客へ配布する「しまのわクーポン事業」の実施に当たり、クーポン券を使用して商品やサービス等を購入できる店舗等（以下「特定事業者」と言います。）の募集に関して定めるものです。

2 事業主体・事業の名称

与論町しまのわクーポン事業

3 しまのわクーポン券を使用できる期間

令和2年7月2日から令和2年10月31日まで

4 しまのわクーポン券額面等

(1) 券面額

1,000円券

(2) その他

おつりは出ません。

5 特定事業者の要件と登録方法

(1) 要件

特定事業者として登録できる者は、下表左欄に掲げる業種のうち、右欄に掲げる事業に該当する事業者であり、かつ、町内に店舗を有する法人又は個人事業主であって、与論町暴力団排除条例(平成24年条例第22号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないものとする。

業種名	事業名
宿泊業	全ての宿泊施設
飲食店	全ての飲食店
娯楽業	マリンレジャー、ガイド
その他の業種	町長が必要と認めるもの

(2) 登録方法

別紙「与論町しまのわクーポン事業クーポン券取扱店舗（特定事業者）登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、以下の申込先へ持参又は郵送で提出してください。

(3) 提出先

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地1

与論町役場 商工観光課 しまのわクーポン担当

(4) その他

登録店舗に対して、「しまのわクーポン取扱店舗」ステッカーを交付します。

6 特定事業者の負担

販売手数料・換金手数料の負担はありません。

7 特定事業者であることの周知方法

しまのわクーポン配布時に取扱店舗一覧へ記載するほか、与論町ホームページにも掲載します。

8 しまのわクーポンの換金

(1) 特定事業者は、与論町しまのわクーポン事業交付金請求書（与論町しまのわクーポン事業実施要綱（令和2年告示第42号）（様式第3号））に各月の末日までに受け取ったクーポン券を添え、翌月10日までに上記提出先に提出してください。

(2) 町は、請求書に基づき、速やかに指定された特定事業者の預金口座へ振り込みます。

【しまのわクーポンの概要】

■ 利用期間

令和2年7月2日から令和2年10月31日まで

■ しまのわクーポンで購入等ができないもの

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

■ しまのわクーポン使用に当たっての注意事項

- (1) クーポン券の再発行は行いません。
- (2) 現金とは引き換えません。
- (3) つり銭は支払いません。
- (4) 盗難、紛失又は滅失等に対し、町はその責めを負いません。

【お問い合わせ先】

与論町役場 商工観光課 しまのわクーポン担当

電話：0997-97-4902 FAX：0997-97-4196

(様式第1号)

与論町しまのわクーポン事業取扱店舗（特定事業者）登録申請書兼誓約書

令和2年 月 日

与論町長 山 元 宗 様

与論町しまのわクーポン事業に係る商品券取扱店舗募集要項の規定により、下記のとおり登録を申請します。

申 請 者	郵便番号	—		主な取扱 商品・業種等	
	事業所の 住 所	ふりがな			
		漢 字	大島郡与論町		
	法人事業所名 又は 個人事業所名	ふりがな			
		漢 字			
	代表者の 職名・氏名	ふりがな			
		漢 字	⑩		
電話/FAX	() / ()				
<input type="checkbox"/>	与論町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。（該当の場合 <input checked="" type="checkbox"/>)				

○商品券を取り扱う店舗等が複数ある場合は、その名称を記載してください。

本店以外で取り扱う店舗等の名称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
	—	与論町	()
	—	与論町	()
	—	与論町	()

○振込口座情報

金融機関名	店舗・支店名等	種別	口座番号	口座名義人
		当座・普通		
		当座・普通		
		当座・普通		

※上記口座番号の分かるもの（通帳、キャッシュカードの写し）を添付してください。

(様式第2号)

与論町しまのわクーポン事業交付請求書

令和 年 月 日

与論町長 殿

住所

代表者名

印

与論町しまのわクーポン事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、令和2年 月分の
しまのわクーポン使用数について報告し、クーポン券を添えて請求します。

金額 _____ 円

(内訳)

与論町しまのわクーポン 1,000円券 × _____ 枚 = _____ 円

金融機関名	店舗・支店名等	種別	口座番号	口座名義人
		当座・普通		

(様式第2号)

与論町しまのわクーポン事業交付請求書

令和 年 月 日

与論町長 殿

住所

代表者名

印

与論町しまのわクーポン事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、令和2年 月分の
しまのわクーポン使用数について報告し、クーポン券を添えて請求します。

金額 _____ 円

(内訳)

与論町しまのわクーポン 1,000円券 × _____ 枚 = _____ 円

金融機関名	店舗・支店名等	種別	口座番号	口座名義人
		当座・普通		